



(6) 事業承継における会社法の活用

経営者がある程度の年齢に達すると直面するのが、事業承継です。

ひと口に事業承継といっても、後継者がいない場合の後継者確保の問題から、後継者がいても経営権の移譲がうまく進まない問題等々、さまざまな問題が含まれています。

そして避けて通れないのが、事業用資産の承継。なかでも、自社株式の問題です。

会社経営に支障を来さないためには、できる限り、自社株式を後継者やその友好的な株主に集中させ、また、好ましくない者への分散を防がなければなりません。

事業の後継者以外にも相続人がいる場合、自社株式の分散を避けるために、自社株式は後継者に相続させ、後継者でない相続人には自社株式以外の財産を相続させることにすると、後継者は納税資金等で苦労をすることになりかねません。

そこで、スムーズな事業承継の実現に向けて、株式に関する会社法の制度を活用することができます。

① 相続人等に対する売渡請求

従来は、譲渡制限株式であっても、相続や合併等の事由による株式の移転は制限することができなかつたため、好ましくない者に分散してしまうことを防げませんでした。

会社法では、譲渡制限株式について、定款で定めることにより、相続や合併等の事由により自社株式を取得した者に対し、会社に売り渡すことを請求することができるようになりました。

② 議決権制限株式の活用

従来は、株式会社は議決権制限株式を発行済株式総数の1/2までしか発行できないこととされていました。

会社法では、株式譲渡制限会社については、議決権制限株式の発行数に制限が設けられていません。

よって、後継者でない相続人が取得する自社株式が発行済株式総数の50%を超える場合でも、相続発生前に、それらの株式を議決権制限株式に変えておくことが可能となります。

会社は、上記②のように内容の異なる株式を発行することができ、これらの株式のことを種類株式といいます。

種類株式については、上記以外にも様々なものがありますので、次回に見ていきたいと思えます。